

新潟県市町村職員共済組合の概要

共済組合のあらましについて Q&A 形式でご説明します。

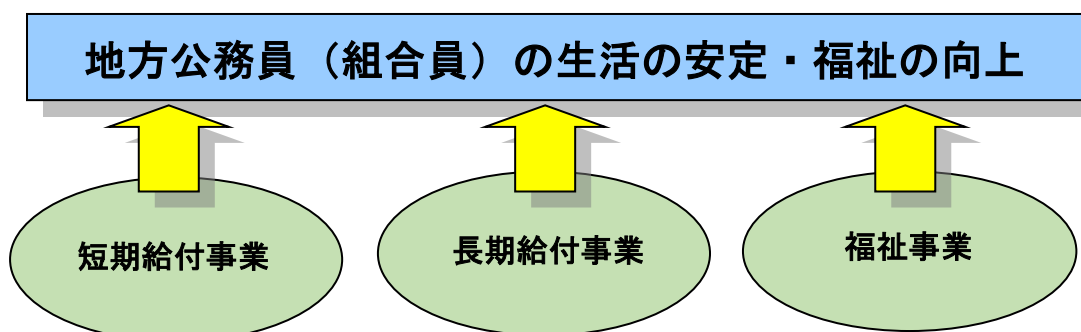
Q 1. 共済組合とは何をしているところですか？

地方公務員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として、法律により設けられている法人（特殊法人）です。主として以下の3つの事業を行い、地方公務員制度を福利厚生的一面から支える役割を担っています。

短期給付事業⇒組合員とその被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、休業又は災害に対して、必要な給付を行っています。

長期給付事業⇒組合員が退職した、障害の状態になった、又は死亡した場合に、退職者や遺族に対して、年金又は一時金の給付を行っています。

福祉事業⇒特定健診・特定保健指導、検診助成など健康の保持増進事業、保養・保健施設の運営、積立貯金、市町村共済グループ保険及び各種資金の貸付を行っています。



Q 2. 設立・運営の根拠法令などは？

地方公務員法第43条による法律の委任を受け、地方公務員等共済組合法により規定されています。

地方公務員法

第43条第1項「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害…（中略）…に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」
同条第6項「第1項の共済制度は、法律によってこれを定める。」

地方公務員等共済組合法

第1条第1項「この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害…（中略）…に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、…（中略）…生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし…（中略）…定めるものとする。」

Q 3. 加入者の数や規模などはどのようになっていますか？

新潟県市町村職員共済組合の組合員は、県内30市町村と21の一部事務組合等（令和7年4月1日現在）に勤務する職員で構成されており、令和7年3月末日の人数（組合員数）は、40,858人です。

Q 4. 共済組合に勤務する職員の勤務条件や給与などは？

令和 7 年 7 月 1 日現在 39 名の職員が、4 課 11 系の体制で事務を処理しています。

職員の勤務条件、任免、給与などの処遇については、県内市町村の職員の給与等を勘案し、国家公務員に準じることとされています。

また、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととされています。

これは、共済組合の職員は国家公務員法及び地方公務員法上の公務員ではないものの、①組合の事業が、地方公務員の社会保障制度を運営するという公共性の高いものであること ②福利厚生事業を通じ、地方公務員制度の一環としての位置づけがなされていること などの理由によるものです。

【参考】

- ◆給 与 令和 7 年 4 月 1 日現在の大卒者初任給は、月額 224,400 円(地域手当を含む。)です。また、民間の職歴等がある場合は、一定の基準で加算されます。
その他、期末手当、勤勉手当及び状況に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。
- ◆勤 務 時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(休憩時間 正午～午後 1 時)
ただし、業務によって休憩時間の割り振りが変更になる場合があります。
- ◆休 日 土曜日、日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで。
- ◆休 暇 休 業 地方公務員に準じ、年次有給休暇(1 年につき 20 日。採用年は 15 日)、療養休暇、特別休暇、育児休業制度、介護休暇制度などがあります。
- ◆退職金制度 あり

新潟県市町村職員共済組合 総務課

〒950-8551 新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県自治会館本館 4 階

TEL : 025-285-5411 FAX : 025-285-5400

E-mail : soumu@kyousai-niigata.jp

ホームページ : <https://www.kyousai-niigata.jp>